

資料3 延長保育料について

保育短時間認定の方が、保育時間外に延長保育を利用した場合において、その延長保育に係る費用の一部を保護者に負担していただきます。

【対象施設】

幕別認定こども園、札内さかえ保育所、札内北保育所、札内南保育園、札内青葉保育園
※のびのび保育所、こりすのおうちについては各施設へお問い合わせください。

【対象時間】

○7時30分から8時29分までの1時間

○16時31分から18時30分までの2時間

※札内南保育園ならびに札内青葉保育園は19時00分までとなります。

【延長保育料】

○上記時間内について、1時間あたり200円

※月単位で集計し、翌月請求となります。

【利用方法】

○事前申し込みにより、延長保育を実施しています。

【保育時間のイメージ】

保育標準時間



保育短時間

